

環境要素		意見の概要	事業者の見解		
1	全体的事項		<p>(1) 対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および取付道路等の付帯設備の規模・位置または配置・構造（以下「風力発電設備配置等」という。）など事業計画の更なる検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素に係る影響を総合的に評価し、その結果を反映するとともに、その検討経緯および内容について、方法書以降の図書に具体的に記載すること。</p>	<p>対象事業実施区域の絞り込み、風力発電機および風力発電機配置等などの事業計画の更なる検討にあたっては、影響を受けるおそれのある環境要素に係る影響を総合的に評価し、その結果を反映するとともに、その検討経緯および内容について、今後の図書に具体的に記載する方針です。</p>	
	2	<p>(2) 事業実施想定区域周辺には、他事業者による環境影響評価手続中の風力発電事業があることから、他事業者が計画している風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備配置等を検討すること。</p> <p>そのほか、2の個別事項について、本事業の実施による重大な影響等を回避または十分に低減できない場合は、風力発電設備配置等の再検討、対象事業実施区域の見直しおよび風力発電機の大幅な基数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p>		<p>対象事業実施区域周辺の他事業者による複数の風力発電事業について、環境影響評価図書等の公開情報の収集や、他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について、予測および評価を検討していきます。</p> <p>また、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電機等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直しおよび基数の削減を含む事業計画の見直しを実施します。</p>	
		3	<p>(3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>		<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討しない方針です。</p>
			4	<p>(4) 環境影響評価に係る調査、予測および評価（以下「調査等」という。）の方法および環境保全措置等の最新の知見ならびに既設の風力発電事業の稼働後の環境調査結果の入手に努め、得られた知見等を事業計画や今後の調査等に反映すること。</p> <p>また、今後の環境影響評価に係る手続において、住民等への積極的な情報の提供、分かりやすい説明および幅広い意見の聴取に努めること。</p>	
5	個別事項	騒音、超低周波および風車の影		<p>事業実施想定区域および近隣に複数の住居が存在するため、それらに対する騒音および風車の影による重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、騒音および風車の影による影響について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月環境省）を踏まえ、最新の知見を考慮した信頼性の高い調査等を適切に行い、その影響を回避または極力低減すること。</p> <p>また、超低周波音についても、最新の知見を踏まえ適切かつ信頼性の高い調査等を行い、周辺住居等への影響を回避または低減すること。</p>	<p>騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月26日環境省）およびその他の最新の知見等に基づき、風力発電機稼働時における騒音による生活環境への影響について調査、予測および評価をする方針です。また、その結果を踏まえ影響を回避又は極力低減する方針です。</p> <p>影については、住居等への影響について最新の知見や先行事例等を踏まえて調査、予測および評価を具体化します。また、その結果を踏まえ影響を回避又は極力低減する方針です。</p>

	環境要素	意見の概要	事業者の見解
6	個別事項 地形および地質	事業実施想定区域には、福井のすぐれた自然に選定されている「鉢伏山の花崗岩と元比田礫岩」等が存在することから、事業の実施に伴う地形および地質への影響について十分な調査等を行い、その影響を回避または極力低減すること。	事業の実施に伴い地形および地質への影響が懸念される場合には調査等を行い、その影響を回避又は極力低減する方針です。
7	動物（鳥類およびコウモリ類）	<p>事業実施想定区域およびその周辺では、イヌワシおよびクマタカ等の希少猛禽類や絶滅危惧種となっているヒナコウモリ等の希少なコウモリ類の生息が確認されている。</p> <p>また、当該区域の北方に位置する丹生山地は、サシバやハチクマといった渡りを行う希少猛禽類をはじめ小型鳥類からコウノトリを含む大型鳥類までの多様な鳥類の大規模な移動が確認され、同山地の一带は全国的に重要な渡りの経路となっていると考えられる。</p> <p>そのため、同山地の南方に位置する南条山地を事業実施想定区域とする本事業の実施は、事業の実施に伴う土地改変や環境変化による生息地の消失、風車への衝突事故および移動経路等の阻害等により、これら鳥類等への重大な影響が懸念される。</p> <p>これらのことから、現地調査の実施ならびにその調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方」（改訂版）（平成24年12月環境省）に基づくことはもちろん、渡り鳥を含め、鳥類等の生態や現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。</p> <p>渡り鳥の調査については、個体数が最大になる時期を中心に十分な調査期間を設け、夜間の渡りも対象とするとともに、調査対象が通過する全個体数の一部であること、渡りの経路は年によって変化することを十分に留意の上、渡りの実態を適切に把握し、影響を評価できる方法をとること。</p> <p>これらの結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>鳥類およびコウモリ類の調査、予測および評価にあたっては、「猛禽類保護の進め方」（改訂版）（平成24年12月環境省）に基づくとともに、鳥類等の生態や現地の状況に精通した地元専門家の指導・助言を仰ぎ、その意見を反映する方針です。</p> <p>渡り鳥の調査については、個体数が最大になる時期を中心に十分な調査期間を設け、夜間の渡りも対象とするとともに、調査対象が敦賀市・南越前町を通過する全個体数の一部であること、渡りの経路は年によって変化することを十分に留意の上、渡りの実態を適切に把握し、影響を評価できる方法を具体化します。</p> <p>また、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減する方針です。</p>

	環境要素	意見の概要	事業者の見解
8	個別事項 動物、植物および生態系	<p>事業実施想定区域およびその周辺には、国立公園、自然植生、特定植物群落およびカモシカ等の重要な生態系や動植物種の生息・生育が確認されている。また、当該区域の大部分が保安林に指定されている。</p> <p>そのため、事業の実施に伴う森林伐採や土地改変によりこれらの希少な動植物の生息・生育環境や生態系の消失といった重大な影響が懸念される。加えて、当地域は過去に動植物等の現地調査が十分に行われていない地域であり、今後、適切な調査が行われなければ、現在未確認とされる希少な動植物の生息・生育環境が事業実施に伴い消失する懸念がある。</p> <p>これらのことから、現地調査の実施ならびに調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。この現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにするとともに、重要な種の生息・生育状況を把握すること。</p> <p>また、植生の変化に伴うシカの増加や外来植物の侵入等による生態系などへの影響が懸念されるため、その影響についても調査等を適切に行うこと。これらの結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>事業実施想定区域およびその周辺における、現地調査の実施ならびに調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、現地の状況に精通した専門家の指導・助言を仰ぎ、その意見を反映するよう努めます。また、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにし、重要な種の生息・生育状況を把握する方針です。</p> <p>植生の変化に伴うシカの増加や外来植物の侵入等による生態系などへの影響については、調査および予測等の方法ならびに環境保全措置等の最新の知見を入手し、具体化します。</p> <p>また、その結果を踏まえ動物、植物および生態系への影響を回避又は極力低減する方針です。</p>
9	景観	<p>以下の点を考慮し、眺望点等の選定、調査等を適切に行い、風力発電設備配置等の検討を含め、景観への重大な影響を回避または極力低減すること。</p> <p>その際には、関係自治体や地域住民および眺望点の利用者等から広く情報を収集するとともにその意見の把握に努めること。</p> <p>① 自然公園の景観および主要な眺望点からの眺望景観 事業実施想定区域には、越前加賀海岸国立公園の第3種特別地域、景観資源「木ノ芽峠」および主要な眺望点「鉢伏山」が存在することから、直接改変に伴う眺望景観に対する重大な影響が懸念される。</p> <p>また、当該区域周辺には、同公園の公園計画に位置付けられている複数の海水浴場や園地といった眺望点が存在する。</p> <p>このため、眺望点の利用状況を踏まえるとともに、評価の手法として「国立・国立公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を参照し、客観的な予測および評価を行うこと。</p> <p>② その他の眺望点からの眺望景観 当該区域周辺の「福井ふるさと百景」選定地に十分配慮すること。</p> <p>また、敦賀市市街地等の多数の住居地から視認されることから、多数の住民が日常的に眺める景観が変化すると考えられるため、住居地や主要な道路などからの住民等が日常的に眺める景観への影響について、適切に評価できる眺望点を選定すること。</p> <p>なお、眺望点の選定や発電機の設置基数や配置等の事業計画の検討に当たっては、関係自治体や住民等の意見聴取を十分に行うこと。</p>	<p>自然公園等の眺望点やその他の眺望点からの眺望景観について、関係自治体や地域住民および眺望点の利用者等の意見を把握する方針です。また、眺望点等の選定、調査等を行い、風力発電機配置等の検討を含め、景観への重大な影響を回避および極力低減する方針です。</p> <p>① 自然公園等の眺望点からの眺望景観 越前加賀海岸国立公園の第3種特別地域および公園計画に位置付けられている主要な眺望点については、眺望点の利用状況や公園計画の内容等を踏まえ、「国立・国立公園内における風力発電機の審査に関する技術的ガイドライン」を参照し、主要な眺望方向および水平視野も考慮した客観的な予測および評価を行い、景観への重大な影響を回避又は極力低減する方針です。</p> <p>② その他の眺望点からの眺望景観 事業実施想定区域の周辺に存在する「福井ふるさと百景」選定地に十分配慮いたします。また、住居地や主要な道路などの住民等が日常的に生活する場からの景観についても、眺望点等の選定、調査等を行い、風力発電機配置等の検討を含め、景観への重大な影響を回避又は極力低減する方針です。</p>

	環境要素	意見の概要	事業者の見解
10	個別事項 人と自然との触れ合いの活動の場	<p>人と自然との触れ合いの活動の場について、関係自治体、住民や利用者等への聞き取り等により適切に把握し、事業の実施に伴うそれら活動の場への影響について調査等を行い、その影響を回避または極力低減すること。</p> <p>特に、事業実施想定区域に存在する活動の場である鉢伏山およびその周辺の直接改変は、重大な影響が懸念されるため、詳細な現地調査を行うとともに、十分な予測および評価を行い、風力発電設備配置等の事業計画に反映すること。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場については、関係自治体、住民や利用者等への聞き取り等により適切に把握し、事業の実施に伴うそれら活動の場への影響について調査等を行い、その影響を回避又は極力低減する方針です。</p> <p>特に、事業実施想定区域に存在する鉢伏山およびその周辺については、詳細な現地調査を行うとともに十分な予測および評価を行い、風力発電機配置等の事業計画へ反映する方針です。</p>
11	工事の実施等に伴う環境影響	<p>工事の実施等に伴う環境影響について、影響を回避または極力低減するよう工事計画を含めた事業計画を検討するとともに、適切な調査等を行うこと。</p> <p>特に、事業実施想定区域内およびその周辺には、砂防指定地等が存在し、また、当該区域周辺では、表流水が水道水源として利用されていることから、森林伐採や土地改変に伴う土砂流出・濁水発生による水環境および動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。</p> <p>これらのことから、調査等を適正に行い、土砂流出の可能性が高い地域における土地改変の回避や土工量の抑制の検討を行うとともに、仮設沈砂池設置等の環境保全措置により濁水の発生を極力低減し、これらへの影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>工事の実施に伴う環境への影響を回避または極力低減するよう工事計画を含めた事業計画および調査を具体化します。</p> <p>特に、土砂流出の可能性が高い地域においては、土地改変の回避や土工量の抑制の検討を行うとともに、仮設沈砂池設置等の環境保全措置により濁水の発生を極力低減し、これらへの影響を回避又は極力低減する方針です。</p>